

○改正排出ガス基準に適合した特定特殊自動車用の基準適合表示様式の追加

改正基準に適合した特定特殊自動車に付する様式として、下記の3つが追加となります。



型式届出特定特殊自動車用
(改正基準に適合するもの)



少数生産車用
(改正前の基準適合車)



少数生産車用
(改正基準と同等性能のもの)

○特定特殊自動車の基準適合表示

【従来様式】

以下のものに引き続き付されます。

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の基準に適合するもの



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準に適合するものに付されます。

※定格出力 19Kw 以上 560Kw 未満共通で「2011年基準」と表記します。



○少数生産車の表示（少数特例表示）



【従来様式】

以下のものに、引き続き付されます。

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、少数生産車の基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の少数生産車の基準に適合するもの



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のものに付されます。

(規則第18条第1項第2号イ適用)



【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものに付されます。

(規則第18条第1項第2号ロ適用)

(注1) 特定特殊自動車に、規定に従わずに基準適合表示若しくは少数特例表示を付したり、これらと紛らわしい表示を付してはいけません。 【法第12条第4項関係】

(注2) 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはいけません。 【法第17条関係】
(使用禁止の適用外となる特定特殊自動車の一部あります。)